【司会】それでは、ただいまより令和3年度第1回奈良県・市町村長サミットを開催いたします。なお、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、来場時に皆様に検温のご協力をお願いいたしましたほか、人と人との間隔の確保、パーテーションの設置、また、会場内の扉を開放して、換気を行う等の対策を実施しております。お集まりの皆様におかれましても、マスクの着用等、ご協力をよろしくお願いいたします。また、もし体調のすぐれない方がおられましたら、大変恐縮でございますが、参加を見合わせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日のサミットは、市町村長の皆様、また、代理出席の方も含めまして、37の市町村からご 参加をいただいております。誠にありがとうございます。それでは開会にあたりまして、荒井 知事よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【荒井知事】それでは、令和3年度第1回の奈良県・市町村長サミットの開会にあたりまして、ご参加いただきましたことに、一言御礼申し上げたいと思います。本日は、コロナウイルス対策の情報共有と市町村財政の健全化について、をテーマにしております。また小西砂千夫先生にもご講義いただく予定でございます。またマイナンバーカードと、会計事務についての情報提供もさせていただきたいと思います。お暑い中、また、コロナが蔓延している中、このようにお集まりいただきまして、大変ありがたく存じます。このような努力で奈良県が、徐々に良くなっていることを実感しておりますので、今後ともよろしくご鞭撻賜りたく存じます。本日は誠にありがとうございます。

【司会】荒井知事ありがとうございました。申し遅れましたが、私は本日司会を務めさせていただきます、奈良県知事公室市町村振興課の課長をしております、淺見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、お手元の資料のご確認をさせていただきます。お手元には、令和3年度第1回奈良県・市町村長サミット次第、出席者名簿、会場レイアウト、それから資料といたしまして、配付資料一覧表に記載の通り、配布をさせていただいております。資料はお手元にありますでしょうか。もし、資料の不足等、何かございましたら、係員がお届けをさせていただきますので挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日の会議は、第1部として新型コロナウイルス感染症対策をテーマに、県から、現在の状況や対策について、ご説明をさせていただきます。続きまして第2部では、市町村財政の健全化をテーマに、県から県内市町村の財政状況等について、ご説明をさせていただきます。さらに、関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部の教授であられます、小西砂千夫先生をお招きしてのご講演を予定してございます。そののち、県から情報提供をさせていただきます。

サミット終了は、16時ごろを予定しております。よろしくお願いをいたします。

それでは次第に従いまして次第の 2、新型コロナウイルス感染症対策について、資料 1 を用いまして、危機管理監の杉中よりご説明をさせていただきます。

【杉中危機管理監】ただいまご紹介いただきました危機管理監の杉中でございます。新型コロ ナウイルス感染症の現状、並びに県の対策等につきまして、簡単にかいつまんで資料に基づき ましてご説明を差し上げたいと存じます。ご承知のように、第4波と言われます感染拡大の波 が、一旦落ち着いたという間もなく、全国的な感染再拡大が始まっているというような状況に ございます。奈良県及び周辺の地域においても、特に大阪など都市部を中心に、爆発的な勢い で感染者が増加しているという状況でございます。奈良県は、今までの経験からしましても、 大阪の影響を強く受ける地域でございます。大阪の増加に連動する形で、奈良県の感染者の増 加も顕著になってきております。こういった増加の伸びというのは、第4波における状況と、 非常に似ているというような状況にございます。このようなことから、本県では大阪におけま す感染拡大の動向を注視しつつ、これまでの経験を踏まえて、感染者発生の傾向に対応した拡 大防止策を講じる必要がございます。どのような場所で、或いはどのような行動で、感染が広 がり、それを防ぐためには、どういうふうな行動をとるべきなのかといったことを、県民一人 一人、我々一人一人が考え、行動に移す必要があるのではないかというふうに考えております。 こんな状況でございますので、市町村の方には、現在の状況、それから市町村のお考えにつき まして、県から状況の方を紹介させていただいているところでございますけれども、そういっ たことも含めまして、近く、現在 8 月 22 日までというふうにしております奈良県の緊急対処 措置、それをどういった形でやっていくかというところを、県としても、早急に検討して参り たいというふうに、考えているところでございます。

それでは、県内の感染状況等につきまして、資料に基づきまして、ご説明をしていきたいと存じます。まず、最近の感染の傾向でございますけれども、4 ページ以降に、資料をお示ししております。これは感染が始まりました当時からの、感染者数の推移を、大阪府と、奈良県を、グラフを並べるような形で、奈良県につきましては、大阪の 10 倍のスケールでお示しをしているグラフでございます。これまでの間、奈良県の感染者数というのは、大阪のほぼ 10 分の 1 というような数で推移をして参りました。特に注視をしておりますのは、それぞれの波が上向きに転じる時期、どういう形で、大阪が増えて奈良がそれに伴ってどう連動してきたかと、いうことでございますけれども、グラフの右端あたり、大阪の増に伴って、奈良県の感染者も増えてきていると、非常にこれは第4波と似通った状況にあるという状況でございます。次の 6 ページのグラフにおきましても、7月初めぐらいはですね、左の方、奈良県が大阪の10 分の1を上回っている時期もあったんですけれども、このところ大阪の伸びが特に顕著になっておりまして、奈良県の 10 倍以上のペースで大阪の感染者が出ているというような状況でございます。非常に顕著な大阪における増加の傾向がございます。7ページと8ページにおきましては、

県内の保健所管轄ごとの市町村の感染者数の推移をお示ししております。7 ページは奈良市保健所及び郡山保健所管内の、主な市郡の状況でございます。この両保健所管轄区域内というのは大阪との結びつきが非常に強いところでございます。大阪の伸びのグラフにほぼ連動するような形で、いずれの地域でも感染者数が増えているという状況でございます。8 ページは、中和保健所管内の状況でございますけれども、特に大阪との通勤通学の便がいい、非常に結びつきが強いのではないかと思われる、香芝市、北葛城郡、大和高田市といったところで、大阪の伸びに連動するような形で感染者が増えているという状況にございます。

次に、それぞれの状況の分析でございます。9 ページでございますけれども、家庭内におけ る感染が、前回の波と同様に、非常に多くなっているというところ。10ページにおきましては、 一次感染についてでございますけれども、6 月中旬ごろまでは減少していた一次感染、これが 7月以降は非常に増加しているという状況がございます。中でも 11 ページを見ていただくとわ かりますように、一次感染の中でも、大阪に行ってうつった或いは大阪から来たからうつされ たといった、大阪由来の感染に係るものが、約7割ということ、非常に大きな比率を占める形 となっております。次に 12 ページで、どのような行動で、感染が広がったかというところを 見ますと、家庭外の感染の行動別を見ますと、友人等との交流及び仕事というものが非常に多 くなっております。13ページの方では、これを場所的に見ておりますけれども、仕事での感染 が多いということと連動しまして、事業所における、感染がかなり多くなっているというよう な状況がございます。年齢別の状況を 14 ページでお示ししておりますけれども、感染者の年 代別割合を見ていきますと、最近の状況としまして一番右側ですね、65歳以上の高齢者の割合 が非常に少なくなってきております。これは、ワクチン接種の進展とも関わりがあるのではな いかというふうな形に考えられるのではないかと思います。それぞれの市町村におかれまして、 ワクチン接種を積極的に進めていただきまして、この場をお借りしましてお礼申し上げますと ともに、そういったワクチン接種の展開、その進展というのが、今後の感染に非常に大きな鍵 になるのではないかというふうにこのグラフから見てとれるところでございます。次に 15 ペ ージに、現在非常に懸念されておりますデルタ株の状況についてお示しをしております。この グラフでお示ししておりますように、県内の感染者におけます、デルタ株の確認というのはま だ、数自体はそんなに多くは確認をされておりません。ただ報道等でも、東京におけるデルタ 株の割合が非常に高くなっているというようなことも伝えられております。現在、それほど率 が高くないと言いましても、デルタ株の感染力が非常に強いということも念頭に、さらに注意 をする必要があるのではないかというふうに考えております。

次に、奈良県としてのそれに対する対策でございます。16ページ以降に、これ簡単にお示し しておりますけれども、17ページ以降、今までお示ししました、奈良県内におけます感染の傾 向に即して、どういった場所、どういった行動に気をつけるべきか、というところを簡単に記 載しております。 まず 17 ページでございますが、大阪との往来における感染防止対策でございます。不要不 急の大阪との往来は避けていただきたい。仕事や学校でやむを得ず大阪に行くときでも、寄り 道せずにまっすぐ帰っていただくといったことを繰り返し県民にお願いしたいと存じます。

(2) でございますが仕事における感染防止対策。体調不良のときは出勤しない。職場における換気、マスクの徹底というのをお願いしたいというふうに考えております。

18ページでございます。(3)親しい人たち、仲間内における感染防止対策でございますけれども、友人との飲食はきちんと感染対策をしている店舗でやっていただく。長時間の飲食を避け、大声での会話はしない、こういった基本的な感染防止対策につきまして、改めて県民にお願いをしていきたいというふうに考えております。次に(4)の家庭における感染防止対策でございますけれども、やはり家庭へ感染を持ち込まない。万が一、家庭へ感染を持ち込んだ場合でもそれを外に出さない。持ち込まない、広げない、こういったところを、家庭では特にご注意をいただきたいと思います。家庭で調子が悪い方がいらっしゃったら、家族の動向や出勤を考えてみる、そういった行動も非常に大事なのではないかというふうに考えております。

最後に、19ページで夏休みにおけますご注意でございます。夏休みは県内で家族と過ごしましょうというふうに書かせていただいておりますけれども、夏休み、特にこれから盆休みも控えまして、人の往来が活発になって参ります。帰省を楽しみにしておられる方も多くいらっしゃるのではないかと思います。帰省をする場合には、帰省をする前に、危ないところは行かない、危ない行動しない、そういったことに非常に心がけていただくとともに、帰省をしたら、県内で家族で静かに、過ごしていただきたい。ただいま、オリンピック非常に盛り上がっておりますけれども、オリンピックは、家で、テレビで見ることで、感染することはありません。オリンピックが終わりましたら、高校野球がすぐに始まります。外で仲間と楽しく見るということは非常に、人間にとっては、やりたい行動なんですけれども。この際、家で、テレビで観戦、応援をいただくといったことも、心がけていただきたいというふうに考えております。

以下、現在お願いしております奈良県の緊急対処措置の内容等を、これ以降、お示しをしております。20ページでございますが、飲食店におけます、飲食店での感染拡大防止のためには、滞在時間に心がける、マスク着用をする、設備面での換気等の対策を徹底する。こういったことを、利用者並びに事業者の方へ、ともにお願いししたいと存じます。21ページ、22ページでは、そういった感染防止対策を実施する飲食店、宿泊施設に対する認証制度を推進しております。こういったことを事業者の方には利用していただき、利用者の方には、そういったことを導入しておられるところを積極的に選んでいただくといったことで、感染拡大を抑えていきたい。22ページの下の方には、こういった制度の申請件数、認証件数、これぐらい進んでいるということをお示ししております。今後とも、これについては力強く推進していきたいと思いますので、制度のご理解、周知につきまして、それぞれの市町村におきましても、ご協力を賜れば、非常にありがたいというふうに存じます。23ページ、24ページ、25、26につきまして

は、そういった対処措置の具体的内容を書いております。

次に、医療体制について簡単にご説明をいたします。28 ページでございます。28 ページ以降で、県内の入院病床、それから重症対応病床、宿泊療養室の状況を示しております。現在のところ、何とか、関係者のご努力によりまして、これらの施設につきましては、ちゃんと稼働しているというような状況でございまして、入院加療が必要な方についてはすべて入院していただくということができております。こういったことは引き続き、努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、32ページ以降でございますけれども、ワクチン接種の状況につきまして、グラフ化して、お示しをしております。ワクチン接種、先ほど申し上げましたけれども、市町村の皆様の大変なご努力によりまして、県内では順調に推移して、7月末で高齢者の希望される方の接種はほぼ終了しているというふうにご報告を頂戴しております。この場をお借りしまして、お礼を申し上げますとともに、今後とも、広い年代層におけるワクチン接種の推進にご協力を賜りたいというふうに考えております。以上、簡単ではございますけれども、県内の感染状況並びに対策、特に医療提供体制を守ること、それからワクチン接種を推進するということにつきまして、ご説明を差し上げました。ご清聴ありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。質疑応答に移らせていただきます。ご質問等ございました ら、係員がマイクをお手元にお届けいたしますので、挙手をお願いいたします。

【並河天理市長】天理市長の並河でございます。ただいま危機管理監から貴重なご説明いただきまして、誠にありがとうございます。また平素、県の皆様方には、感染対策の上に、大変ご尽力を賜っておりますこと、心から御礼を申し上げる次第でございます。3点申し上げたいと思います。

1 点目、ワクチン接種でございますが、高齢者接種、非常に高い割合で伸びて参りまして、本市についても、ワクチンの確保の点では、大変県の調整の部分でお世話になり、ありがとうございます。また加えて先般、市長会で議論させていただいた際にも、研修医の派遣等、県のご尽力については、多くの感謝の言葉をお伺いしておるところでございます。ただ一方でもう、主な対象が 64 歳以下に進んできていると思うんですけれども、本市においても、全人口対象で見て、大体 6 割に近づいてくるあたりから、予約の状況に一定の鈍化も見られるところでございます。積極的に受けたいという方が、一定程度受けられた後、やはり今、インターネットその他で不正確な情報、あるいはそのデマといったようなものに、不安を覚えて、受けないという方、あるいは、しばらく様子見をしたいというような方も相当いらっしゃるなというのが実感でございまして、やはり今後、コロナの出口に近づいていくためには、そういう積極的には受けたくない方に対して、どう安心をしていただくかというところを、ぜひ、県市町村と一体となって進めていきたいなと思っております。もちろんこれは確保の部分が一段落ついた段階だと思いますけれども、おそらく本市だけでなく、市町村によってはもうそういう状況に入

っているところもあるのではないかなと、かように考えます。

2点目でございます。ただそうは言いながら今回の第5波に対しては、まだワクチン接種が 間に合うタイミングとしては、難しいのかなと。ただ、高齢者のワクチン接種が進んだことに よって、第4波の時までのようにですね、新規の感染者数だけをもって、議論をするというこ とではなく、医療体制の状況がどうなっているかとか、そのあたりを総合的に見ていくのだろ うというふうに、私も存じます。ただ東京等の状況をお伺いしておりますと、やはり若年層で も中等症化になられる方であったりとか、あるいはその一般診療への影響であったり、そうい うところについてですね、しっかりと状況を見ていきながら、機動的な対応が大事だろうとい う中で、私自身も今日この場でですね、直ちに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が必要で はないかというふうに申し上げるつもりはないんでございますけれども、今後万が一、感染状 況が厳しくなってきて、何らかの社会への規制を伴うような対策を取らざるをえない時には、 やはり国の制度に則った対応というところをお願いしたいというふうに思う次第でございます。 これについては、第4波の際にも、緊急対処措置という形で、9の市町で、営業時間短縮の要 請が行われたわけですが、この際にも、人口当たりで見れば、全県の7割以上の居住されてい るところで、これを実施されたということであります。そして、県の皆さんとも、首長が一緒 にパトロール巡回なんかも相当きめ細かくやりましたので、遵守率で言えば、相当厳しい対応 がとられたというふうに思います。本市の場合でしたら、97%以上の店舗がこれに協力いただ いておりました。それ以外にもですね、ゴールデンウィーク時期でしたので、バーベキュー場 であったり、あるいはいろんな観光施設を自主的に閉じられるという措置も、相当厳しくとら れたわけでありまして、中にはですね、お話をしていると、奈良県においてはですね、緊急事 態宣言やまん延防止等重点措置をとる必要なかったじゃないのかというお声も伺うんですが、 実態として、県とご一緒に取らしていただいた措置というのは、相当内容的に強いものであっ たんだというふうに思っております。ただその一方で、やはり協力金に関して、対象地域と若 干差があったというだけでなく、政府が用意していただいている処方せんの部分としては、例 えば中小企業庁が月次支援金というものも、準備をいただいておりまして、飲食事業者以外に も、このコロナの影響というのがたくさん受けているんだということでありますけれども、そ の皆さんが、その支援を活用してしようとしても、なかなか宣言の対象、あるいは重点措置の 対象地域でなかったので、申し込めないというようなこともございまして、やはり国の方でい ろんな、メニュー、痛みに伴う緩和策というのが、これを使っていこうと思いますと、やはり 国の制度にのっとった対応というのが重要ではないかなと、かように思っております。

長くなって恐縮ですが3点目でございます。大阪との、この地理的な近接性と、あと実際の生活が緊密であるということは、おっしゃる通りだというふうに存じますし、波形が一致しているというのも、ここでお示しをいただいている通りでございますが、例えば、11ページのところで、一次感染の内訳を見ると7割が大阪関連ですと、かようにございますが、全感染者の

占める中での割合で見ればこれは、11%ぐらいにしかならないのかなというふうに思います。ですから、大阪府で感染が上がってくる中で、そちらに行かれる方に注意を呼びかけることはもちろん大事ですけれども、大阪にさえ行かなければいいんだというメッセージに、仮にこれが誤解をされてしまうと、いかんのだろうと。県外からの県外感染者との接触だけが、現在一次感染ということで扱われておりますけれども、デルタ株はインド由来なので、一体それは何次感染かというのはわからないわけでございまして、それが何次感染でも、場所がどこであったとしても、しっかりと対応することを、ご一緒に呼びかけていくことが大事なのではないだろうか。特に、夏休みが近づいて参りますと、管理監がおっしゃったようにですね、人の移動も多くなるところでございますので、場所や時間にかかわらない対応の強化、それでしっかりと時間を確保する中で、ワクチン接種をですね、幅広い世代に広げていく。これをぜひご一緒にやっていきたいということで、よろしくお願いを申し上げます。

【杉中危機管理監】ご質問ありがとうございました。まずワクチン接種につきまして、これは、幅広い年代に広げていく必要があるというのはまさにその通りだと思います。そこにおきましていろんなデマや不確定な情報によって不安が広がって、接種を躊躇される方がいらっしゃるということも、あるのだろうと考えます。そういったところを誤解のないようにきちんとした情報を発信していくということは非常に大事だと思っております。このところは、県も市町村も、ともにきちんと情報を出して、住民の理解を得ていくという形で、手を携えて対策をして参りたいと思います。

次に、感染拡大防止のための方策としまして、国の制度の活用をした防止対策をということで、ご質問ございました。具体的には、緊急事態宣言ないし、市はまん延防止等重点措置といったことを指しておられるのだろうと思います。前回の第4波の当時の措置におきまして、市長がおっしゃるように、市町村ないしは県からの依頼に、非常に高い率で、事業者の方に協力いただいたということについては、その通りなんだろうなと思います。ただこれがいわゆる感染拡大防止にどれだけ繋がったのかということにつきましては、なかなかこれは難しいところでございまして、県としましても、こういった措置がどのような地域で有効で、どういった形で有効に働いたのかといったところをエビデンスを提示してお示しいただきたいということを継続的に求めているところでございます。こういったところも勘案した上で、どういう措置をとるべきかというのを考えていくべきなのかなというふうに考えております。

最後に、3 つめの質問ですけれども、大阪由来を防ぎましょうという、これは明らかにわかるところで、気をつけていただきたいわかりやすいメッセージだと思います。ただ、それだけですべてが防げるかというとそうではございません。いわゆる私どもが分析している中で、二次感染では家庭内が多くございます。家庭内でどのように広めないか、あるいは、家庭から感染を外に広げないということが非常に大事でございます。こういったいろんな要素がございますので、単に一つのことに気をつけたらいいということではございませんし、気をつける部分

については、いろんなケースで、注意する場面があるということも含めまして、それはきちん と周知して参りたいと。周知におきましては、市町村のご協力ももちろんいただきたいと思い ますので、よろしくお願いしたいと存じます。以上でございます。

【並河天理市長】一言だけ申し訳ございません。ご回答いただきましてありがとうございます。 真ん中の国の制度を活用したという部分ですけれども、是非とも今後の情勢というのは、正直、 なかなか見通しがつかない部分もあろうかなというふうに思います。先週の感染の急拡大についても、おそらく大方の予想を上回るような、ペースであったんだろうと。そういう中にあって、やはり、奈良県様としてはあらゆるとるべき対策、取れるものというのは、とっていくんであると。あらかじめ何かについては配慮するということではなく、情勢に応じて機動的に県 民を守るために行動するんだという姿勢をぜひ示していただければ、我々もしっかりとそれについて頑張っていきたいというふうに思います。以上です。

【杉中危機管理監】ご意見ありがとうござました。

【司会】ありがとうございました。時間も限られてございますが、その他、ご質問等よろしいでしょうか。では、はい。生駒市長。恐れ入りますが簡潔によろしくお願いします。

【小紫生駒市長】それでは簡潔に一つだけ。いつも知事をはじめ奈良県の皆様には、大変お世話になっております。1 点だけ、認証制度の件について、かなり申請もあって認証を進めているという数字を先ほどお示しいただきました。生駒市からの申請もあるはずなんですが、まだ認証されている件数がまだないと聞いています。実務面から考えると、ある程度地域で固まって、まずこの地域からこう審査してとか、それが終わったら違う地域へとか、多分そういう順番があるのかなとは思います。生駒市でも感染が拡大しており、とはいえその飲食を完全に否定するわけにもいきませんので、その時に市は奈良県の認証制度で認証を取っているお店の利用をご検討くださいというメッセージを出したいのですが、生駒市から認定の申請を出してはいるが、まだ一件も承認されていないということで、そのメッセージが非常に出しにくいというのがあります。順番に処理していると理解はしていますが、その辺りの申請に対する審査の進め方とか、今後どのように県内の申請にこたえていくのかとか、もちろん生駒市はどのぐらいまで待てばいいのかとかいうところも含めて、ざっとで結構ですが教えていただければ、庁内の検討に持ち帰りたいなと思いますので、よろしくお願いします。

【杉中危機管理監】認証制度の推進につきましては、当初、県の職員がチェックしに行くというような体制でございましたけれども、民間委託の体制も整いまして、今後申請にはできるだけ迅速にこたえていきたいという状況になっております。認証制度を取るということは、すなわち安全、完全に安全とは言えませんけれども、必要な感染防止対策をやっていただいているということでございます。そういったことに取り組んでいただいてるという、姿勢も店舗にとっても、お示しいただけるということでございますので、非常に良い制度ではないかというふうに考えておりますので、県としましても迅速な認定を心がけたいと思いますし、まだまだ、

申し込みしていただいて、積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、 制度の周知につきましても、一緒に取り組んでいただければ大変ありがたいというふうに思い ます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小紫生駒市長】例えば今申請が出ているところは、大体いつぐらいまでに審査を終わります よみたいな、目安はありますか。

【杉中危機管理監】すいませんちょっと個別のところにつきまして私のところで、手元に情報がありませんので、どれぐらいの日数とかいうことをお答えすることはできませんけれども、ちょっと担当にも確認しまして、追ってお知らせをさせていただきたいと思います。

【司会】ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【荒井知事】色々ご意見ありがとうございました。ちょっとご報告も兼ねて、発言させていただきますが、近隣で感染拡大して、大阪府でも、緊急事態宣言 31 日まで延長されるということで、奈良県は 22 日までの緊急対処措置だったのですけれども、明後日、対策会議を開催して、対処措置の 31 日までの延長ということを決めたいと思っております。で、(大阪の感染状況と)大阪からの一次感染が同調していることは間違いありませんので、エビデンスがありますので、それに対応した措置をとっていきたいと思っております。

二つ目はそのデルタ株が今のところ奈良県では出ていないのですけども、デルタ株が出ると また様子が変わってきますのでこれの心配をしております。

それからワクチンですけれども、高齢者のワクチンが進んできまして、重症化の減少と感染 者の減少に寄与していることは明確になってきております。各県の比較によりますと、ワクチ ン接種率が高いほど感染者が少なくなってきているという相関係数が 0.5 ぐらい出ております。 県の調査でございます。県内の市町村も同じ傾向がございます。ワクチン接種が進んでいる市 町村の方が、感染率が低い、また、重症化率が低いという傾向が出ております。従って、ワク チン接種をぜひ進めていただきたいというのが、基本的な方向でございます。あと、それ以外 に何か対処があるのか、いうことでありますけれども、知事会でも、2週間に1度ぐらい議論 しているけれども、国の方の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は何度も何度も繰り返しさ れているのです。正直これといった効果がない。あったと思ったらまたなくなるといったこと が出ております。知事会の方でも、何か効果がないのではないかという声も強くなってきてお ります。大都市については、ロックダウンのようなことをしたらという知事も出てきているよ うでございます。それと、国は飲食店対策中心でございますので、飲食店対策は大都市では効 くように思いますが、奈良県のようなベッドタウン中心で飲食店街がないようなところには、 あまり効かないのではないかという思いを持っております。それに対して、危惧と思われる市 町村は、その効き方について実証していただければ、県はおつき合いしますよと(申し上げてお ります)。国の対策を持って来いという声がありましたけれども、これは他の県も同じですけれ ど、国は予算を措置してくれるからというのが大きな理由です。お金が回ってくるからすると

いうのは邪道であります、私から言えば邪道です。効果があるのであれば、してくださいとい うのが基本だと思いますが、そのような風潮になってきております。ぜひ、そのような風潮に 乗らないようにということを基本的に思っております。

それと認証制度について、スピード感を持ってということでございます。むしろ、認証制度 は受けがなかなか良くないのかという心配もしていたくらいでございますので、違う部局がや っておりますけれども、もっと早く認証できるように、スピードアップするように指示を出し たいと思っております。

いろいろご意見ありがとうございました。まだ決め手がない中でありますけども、今、辛う じて、積極的にできるのはワクチンの接種でございますので、それぞれ、いろいろ努力をして いただいてきていると思うので、接種率が上がってきておりますけれども、もう一息ワクチン 接種を進めていただいて、デルタ株にも負けないというような地域に早くなればというふうに 思っております。もう一息よろしくお願い申し上げます。

【司会】ありがとうございました。それではテーマ1につきましては以上とさせていただきます。続きまして次第の3、市町村財政の健全化につきまして、知事公室長の舟木よりご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【舟木知事公室長】資料の2をご覧ください。本県の市町村における財政状況についてご説明をいたします。資料の2、まず1ページおめくりください。財政の硬直度を示す経常収支比率。これが全国最下位のレベルのまま推移してきております。経常収支比率のみで財政状況がわかるわけではございませんけれども、県としては県内市町村の財政状況は、全般的に予断を許さない状況にあると認識して危機感を持ってきたところでございます。県ではこれまでも市町村の財政状況を健康診断表にたとえて図式化したり、順位表を作成したりするなどの取り組みを行って参りました。昨年度には、財政健全化に向けた取り組みを一層進めるため、四つの財政指標、すなわち、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、基金残高割合、これの四つの指標のうち、複数の指標でワーストファイブに入っている5市町に対しまして重症警報を発令したところでございます。奈良市、五條市、宇陀市、平群町、河合町の5市町でございます。

2枚目でございます。県ではまず警報を発令した 5 市町の財政カルテを作成いたしました。 経常収支比率を類似団体の平均と比較し、課題を抽出いたしました。歳出の効率化、歳入の確保、税源涵養、財政のやりくりといった視点から、改善策を検討していくことといたしました。 資料では平群町の財政カルテの例を掲載しております。こうしたカルテを 5 市町分作成しまして、昨年 11 月に公表したところでございます。3 枚目でございます。現在カルテの内容に従いまして処方せんと、それから必要な薬を投与していくため、5 市町と県、自らご希望されて参加をされている黒滝村との間で合同勉強会を開催しております。現状の把握、課題の洗い出しを行うとともに、具体的な改善策を検討しているところでございます。今後、警報対象団体が経常収支比率を 5 年間で 5 ポイント以上を改善、これは令和元年度比でございますけれども、 改善していただいて、財政健全化計画を策定し、議会の承認等を経て公表いただける場合には、 県から財政支援を実施したいと考えております。具体的には、市町村振興資金貸付金に関する 支援としまして、公債費平準化のため、既発債を繰り上げ償還するための無利子の貸付及び、 既発債の公的資金繰上償還に必要な補償金に対する補助等を行う予定でございます。4ページ 目と5ページ目は参考でございますけれども、合同勉強会の開催に当たりましては、各団体の 課題を洗い出すため、税の徴収率、それから施設の維持管理費、ラスパイレス指数、定員モデ ルとの比較、技能労務職の給与の状況など、様々な指標に関しまして県平均や全国平均、それ から類似団体等と比較してどういった状況にあるのか、エビデンスを提示したところでござい ます。

6 枚目でございます。6 枚目以降はこれまでそれぞれの団体と行ってきました合同勉強会での、議論を踏まえた検討状況でございます。検討項目一番左側オレンジ色が歳出に係るもの、緑色が歳入に係るもので区分をしております。歳出に関する項目としまして、経常経費の適正化、投資的経費、資産運営、歳入にかかるものとして、徴収の強化、資産の有効活用、それから税源涵養その他と整理をいたしました。四角囲みの枠組みの中が課題の現状でございます。赤い文字が今後の財政健全化計画策定に向けた検討の方向性となっております。7 ページ以降ですけれども、河合町、宇陀市、五條市、奈良市、そして黒滝村の検討状況でございます。詳細な説明は省略をさせていただきますけれどもそれぞれに課題を認識して改善策を、ご検討していただいているところでございます。現時点におきましては、経常収支比率の5年間での5ポイントの改善。これが視野に入っている団体もあれば、さらに検討が必要な団体もありまして、議論の進捗は様々でございます。県としては、各団体の今後の財政健全化に向けた検討が、軌道に乗りますよう、今後も引き続きしっかりとサポートしていく考えでございます。

12 枚目をご覧ください。次の勉強会では、財政健全化計画の骨子案について議論をした上で、 骨子案をベースに、各市町村と県との間で覚書を締結したいと考えております。その後、財政 健全化計画を各団体の議会でご承認等をいただいた上で、年度内の計画公表と協定の締結を目 指したいと考えております。最後に 13 枚目でございます。まずは当面の目標である覚書のイ メージをつけておりますのでご覧をいただければと思います。私のこのご説明の後には、地方 財政の第一人者の小西教授からご講演をいただく予定でございます。各市町村の財政状況につ きまして貴重なご示唆をいただけるものと考えております。ご講演の後には限られた時間では ありますけれども活発な質疑もしていただければと思っております。私からの説明は以上でご ざいます。ありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。続きまして、関西学院大学教授、小西砂千夫様より、ご講演を賜りたいと存じます。小西教授のご経歴につきまして簡単にご紹介をさせていただきます。 小西教授は、現在、関西学院大学大学院経済学研究科及び人間福祉学部教授であらせられます。 総務省、地方財政審議会特別委員、財務省、財政制度等審議会専門員ほか、数々の政府や自治 体の専門委員等も歴任をされておりまして、我が国の財政学、公共経済学等における第一人者 としてご活躍をされてございます。本日は市町村財政の健全化をテーマに、貴重なご講演をい ただけるということでございます。小西先生、どうぞよろしくお願いいたします。

【小西教授】関西学院の小西でございます。ただいま大変、過分なご紹介をいただいたんですけど、私としては、もう少し別の紹介の仕方が、お願いしたかったんですね。私は奈良モデルの私設応援団というのを自認しておりましてですね。プロ野球なんかでよく、球団が公認しているんでしょうけども、私設応援団がありますよね。どちらかというと、勝手に応援していますので、私設応援団を自認している小西っていうふうに紹介していただいた方が、うれしかったというところがあるんです。

今日も限られた時間でお話したいことがいっぱいあって、限られた時間なんですけども。奈良県・市町村長サミットって、お声がけいただいたのが通算で 5 回目ぐらいかなあと思うんですけど。何かこう節目節目で、何かいいタイミングで、お招きいただいているという気はするんです。今日は財政の話ですが、まず、奈良モデルというものが、今の時代にかなっているって話をどうしてもさせていただきたいんです。奈良モデルっていうものを、県と市町村が一体化して推進していくっていうことと、市町村としては、財政健全化に努めるというのは、これはある種のセットみたいなもんで、県と市町村の気持ちと気持ちがこう、お互いに気持ちと気持ちがぶつかるときに、県は市町村のために汗をかきますということに対して、市町村としてそれにどうこたえるかっていうのが、その財政健全化に努めるっていうなところがあって、ここが一つ呼吸みたいになっているところがあるんですよね。そういう意味で今日はまた、基本の問題に返ってきたという気がしているんです。

というのは、市町村長サミットっていう言葉が、まだなかった時の一番最初の、天川村での合宿というのが、ありまして、まだサミットって形じゃなかった頃です。その頃は、県と市町村が協力して一体化して、何か物事を進めていくというような土壌が全くなかったころですね、荒井県政で 1 期目の、スタートして最初の合宿と言われるやつなので。正直、当時はですね、当時から市町村長しておられた方も、相当もう限られた数にもなっていると思いますけども。その時はですね、県が市町村長を呼びつけているんですよ。呼びつけているから仕方ないから行くというような感じ。最初はやっぱりそうだったと思うんですね。その中で、天川村で、もう今でも覚えていますけど、知事が登壇されて、私は二番目に登壇するんです。最初知事が登壇されて、今日は公室長がご説明されましたけど、知事自らが、データベース、データに基づくご説明ってのは当時からしておられましたので、県内の財政状況が悪いっていうわけですよね。その頃は赤字団体というのが、全国で 10 幾つかしかないうちの、半分ぐらいが奈良県内市町村みたいな時代です。今、赤字団体ってもうなくなりましたけど、当時はそんな時代だったので。知事が県内の市町村財政悪いってこれ説明されるんですね。次自分の出番なんですけどね、もうドキドキしているわけですよ。こんなことを、知事が市町村長に、言っていいのか、

当時そんな雰囲気ですよ。もうそんな雰囲気悪い中で私、段に上がりまして、ただいま、知事から非常に厳しい意見があって、事実は事実なんで私もその通りだと思いますけれども。そもそも、その市町村の財政が悪いのは、県がこの事業をやれ、あの事業をやれと、さんざん炊きつけた結果であって、今になって、県内市町村の財政が悪いと、県に言われる覚えはないと、苦々しい思いの市町村長さんもおられると思いますっていうと、すかさず、下の方から、その通りっていう声がかかるっていう。もうちょっと笑っていただければと思いますけどね。当時、そんな感じです。とは言いながら、財政が悪いということについて市町村長としては、住民に胸が張れることではないので、財政健全化に努めているということについて、私もご協力いたしますので、そこは重要な問題と受けとめていただきましてと、私、なんか汗かきながら申し上げた覚えがあるんですよ。それが、その最初ですよね。ところが今、財政の悪いところを、警報対象市町村なんていうどぎつい表現を使っても、皆さん、平然と聞いておられてですね。県と協力して、市町村財政を良くしていきましょうと。で、協定結んでしっかりやりましょうというのが、これはやっぱり奈良モデルですね。こんな県はないですよ。なかなか、ここまでのことは、あまりないというか、積み上げた成果がやっぱりそういうところに現れているというふうに思います。

今、県がおやりになろうとしているのは、ライザップみたいなもんだなというふうに思いま すね。ダイエットのための会社あるじゃないですか、ライザップって。今やろうとしてること ってのは、財政健全化をしなきゃいけないってことはわかっているんだけど。わかっているん だけど、しかしそれは、やっぱり誰かにサポートしてもらいながら、誰かの第三者の目を常に 意識して、ライザップなんかでも、私やったことないんですけど、何食べたみたいなことをす ごい報告しないといけないんですよね、自分のトレーナーに。その報告しないといけないと思 うと、これ食べたら太るやろうなと思うものは、やっぱり食べないでおくっていうのが、ライ ザップの効用だと思いますので、ライザップだなあというふうに思います。こういう形で、県 と市町村が協力して財政健全化をできるというのが、奈良モデルの基本みたいなもんだと、い うふうに思うわけです。私、奈良モデルの私設応援団だというのは、自認してるのはですね、 これは時代にかなっているというふうに思ったからなんですよ。時代にかなっている。特にそ の市町村合併が進まなかった県としてこれを進めるというのが、奈良モデルのやり方ですね。 で、全体が仮に 10 万人以上の市しかないとかいうようなところでだったら、こんなことは別 にする必要はないわけであって、市町村合併が進まなかったからゆえに、県と市町村は一体化 して、行政運営をしていくと。その時に、その中核市奈良市と県との関係と、郡部と県との関 係ってのは、当然そこはおのずと変わってくるということにはなりますけれども、県と市町村 が、いろんな形で一体化するというのが、時代にかなっていると。

ところがですね、地方分権ってことになると、基礎自治体中心主義が前に出てきますので、 県があんまり出てくるっていうのを、どちらかといえば、玄人ほど、ちょっと嫌がるっていう

ところがあるんですよ。で、あんまり県が前に出すぎるとですね、基礎自治体が、お任せにな ってしまってですね、そこで十分にやるべきことが、進まなくなってしまう。結局県が自治の 中心になってしまうのはよろしくないっていうのがあって、あんまりこう、県が前に出ること に対して、地方自治っていうのを、大事にしておられると自認しておられる方ほどそうなんで すね。そのため、奈良モデルというのは、ちょっと際物っぽいところがあったんです。ところ が今日のアイジャンプですね、あれなんか見てましても、地方制度調査会を年内に立ち上げる と。年内に立ち上げて、そこで、県と市町村の関係についてもう一度議論するっていうのがあ って。これ先ほどのコロナの話の時に、県と市町村との、あるいは保健所をめぐってのことも 含めてなんですけど、関係がスムーズにいかないとかいうところがあって、そこで経済財政諮 問会議なんかでも、地方制度調査会を開いて、そこのところを整理しろというような、今年の 7月の骨太の方針にもそういうことが書いてあったりして、そのことを受けて地方制度調査会 を開くんですけど。そこでですね、県と市町村の関係において、特に大都市と大都市以外のと ころで、大都市のところは、大都市中心の水平連携を柱とするけども、大都市のないところで は、県が前に出ていくというところが、もっともっとそこが中心だっていうふうに、どうも切 り替わっているというか、総務省自身がそういうふうに、32次、33次と地方制度調査が進む につれて徐々に転換したんです。次の地方制度調査会では、明らかにそうなると思います。そ うなると、奈良県はフロントランナーになるんですね。私は荒井知事1期目から、きっとこう なると思っていたので、先物買って当たったっちゅう感じです。人口減少がこれだけ進んでき て、基礎自治体中心主義って言ったところで、そこにやっぱり限界があるんで、もっと県が基 礎自治体のところに大胆に踏み込んでいくっていう方向性が、奈良県がやってこられて、それ が花開いたと、開きつつも、これは、奈良モデルは全国トップランナーにこれでもうなるとい うふうに思います。それと今日のアイジャンプにですね、もう一つ出ていて、県が主導して水 道の広域化をしなさいっていうのがあるんですよ。これはもう別々の話なようですけど。じゃ あその県が出張っていって、何をするかっていうときに、インフラなんです。水道なんか典型 ですけど、やっぱりインフラなんですよ。何か県がそこで、基礎自治体を押しのけて、いわゆ る自治的な活動をするなんてことは、さすがにそれはおかしいんで、じゃあ何をするかってい うと、住民の生活を守る上で、基本的なところを支えるとなると、やっぱり水道なんですね。 で、私あの磯城郡4町の水道の広域化の、全体を進める上での研究会の座長ですけど、雇われ マダムみたいなもんですね。研究会そのものはその4町と県でしっかりやっておられる中の、 進行役の雇われマダムだけをやらせていただいたんですが。しかしそれでも自分としては、あ れは、当事者の一角を示させてもらったというのがあって、そこを一つスタートにして県の水 道の広域化っていうのを進めていこうと。で、それも今日のアイジャンプにちゃんと出てて。 具体的にはやっぱそういうところで、形になっているというところで、奈良モデルというのが、 フロントランナーになっている。その上でさっきも言いましたように、県がそこに踏み込んで いくという、その心意気に対して、市町村としては財政の健全化によってそれにこたえるというのが、最初からの基本形であったということを、その最初の天川村での合宿のことを今思い起こしながらですね、あの時とは全く違う雰囲気の中で、またこういう話をさせていただけるというのが、とてもうれしく思っている次第です。

今日、財政診断の数字を持ってきたんですけども。今日ね、さすがにね、これご質問いただいたらもちろん幾らでもお答えします。私が作った数字ですので。なんですが、何市がどうで、何町がどうでっていう話はさすがに出来ないし、するべきではないと思うんです。時間のこともありますので。なんですが、個別の市町村についてはこれも市町村振興課にもお伝えしていますけど、市町村振興課にはですね、課を通じて、この私の診断結果をそれぞれの市町村の財政担当の方に、お伝えいただく。私は直接何か、例えばリモートの会議か何かを、財政担当の方に参加してもらうやつを、1回作ってもらってそこで、私からご説明した上で質問を、その担当者の方に受けるというようなことをすることも、全くやぶさかではありませんし、これについて、ちょっと説明を聞きたいから、ちょっと来いということでありましたら、私も県を跨いだ移動になりますけど、不要不急ではないと思いますので、県内どちらでも、行かせていただきますので。大体2時間あれば十分伺えますので、そういう意味で今日は個別のご説明はいたしませんけど、そういう資料も作ってきております。

それで、ちょっとさすがに資料を説明しますが、5枚目ですか。これも一言だけなんですけ どね。非常に基本的なところなんですけど。今、公会計っていうのをやっているじゃないです か。発生主義会計。発生主義会計的な考え方を入れなければ財政診断できないっていう、よく 意見があるんですよ。それはですね、正しいんですけど、実はあんまり正しくないんです。皆 さんも、公会計っていって発生主義会計、貸借対照表を作っておられると思います。作ってお られますけども、基本で大幅に資産超過なんですね。大幅に資産超過なんで、あれを幾ら見て も、財政は健全だっていう結果にしかならないんですよ。何でならないかっていうと、この図 がそのイメージなんですよね。地方財政法という法律で、資産を取得した時にしか借り入れは できなくて、地方財政法でいうと5条の2っていうのがあるんですけど。減価償却期間よりも 早く借金返しなさいっていう規定があるんですよ。で、資産を取得した時でないと負債は借り られないし、資産の減り方よりも、負債の減り方の方が早いですとこういうことになるので、 貸借対照表は、必然的に資産超過になるんです。で、必然的に資産超過になるから貸借対照表 は大幅な資産超過になるんですね。健全に決まっているから作る必要がないっていうと、本当 はそうなんですね。今は作っていますけど、それはまた固定資産台帳を作成するというような ことに意義を求めて作っているので。こういう財政運営ですね、要するに借入を極端に制限す るという財政運営をしますと、資金ショートがすごく起こりやすくなるわけです。こういう財 政運営ができる民間企業というのは、自己資金が潤沢になかったらできないんですね。つまり 資金ショートがすごい起きやすいような体質にわざとしているわけです。で、資金ショートが わざと起きやすいような状態にしているから、財政問題は、資金不足の形でしか発生しないように整理をしています。だから自治体の財政は資金不足の形で現れるということになって、発生主義会計でなければ、財政診断できないというのは、そこはちょっと違いますというのが、非常に今日申し上げたかったことです。

それから、経年比較ですね。これちょっと見にくいんですが、平成 18、23、28 とこうありましてこれ、全市町村です。全市町村ですので、1700 あるんですね。横軸が実質収支で、縦軸が財政調整基金なんですけど、全体的にこう上に上がっているっていうイメージですよね。全体で上に上がっている。つまり、やっぱ基金増えているんですね。財政調整基金が全体的に増えています。よく見ますと、ここに赤の実質収支、要する赤字団体です。この中に奈良県内の市町村がいっぱいあったんですが、この左ちょっとこぼれているのがありますでしょ。今はもうないっていうわけですんで、これが近年の状況で、どっちかというと基金がやっぱり増えているんですよ。つまり平成 18 年から 10 年で、市町村の財政状況は、相当やっぱり良くなってきているってわけです。

で、次ですね。で、今度は、財政調整基金が、人口に対してどうか、なんですけど。これ、 右が人口なんですけど、これ対数とっているもんですから、ちょっとわかりにくいんですけど。 要するに、右の方にあるのは政令市です。そうすると、政令市ってほとんど基金がないってい うのがわかります。全体的にこう下がっているんですね。つまり基金の多いところは、規模で 言うと、人口規模でいうとすごい小さいところに多くて、規模が大きくなればなるほど、基金 が少ないんですけど。でも、規模がそこそこでも、基金がほとんどゼロの団体もやっぱりあっ てっていうのが、これが全体の基金の状況です。

次、これちょっとご説明しておきます。これ図 7って書いていますが、右の下、10ページです。これがですね、なんか北米大陸を倒したような形になっているんですけど、右側が財政力指数で、上が実質公債費比率を表しているんですよ。財政診断で一番重要なのはこれかなというふうに思うんですけどね。実質公債費比率っていう、借金の大きさを表している指標があって、これは 18%で許可団体になるっていうのがあるんですね。18%以上になると許可団体、そこまでは協議団体で、それよりもっと低いと、協議不要団体、あるいは事前届け出制団体とかになるんですけども。その 18%になると許可がいると、借りる時に許可が要る。そうすると、18%以上になると、許可する許可しないという話が出てくるので、18%未満だと、好きに発行できるんだから、結局 18%未満だったらいいんだと。それ以上になると、ちょっと注意してもらわないと困るんで、総務省が言っているんだよねと。つまり 18%というのが総務省が引いたラインなんだよねとそういう考え方があるんですね。それよりももっと高くなって 25%になると、健全化法に基づく早期健全化団体ですけど。その 18%まではいいんだよねっていうのがあるんですけどね。しかし、それは違います。 18%なんて全然関係ないんですね。あのですね、実質公債費比率というのは、借金返済がありますでしょ。借金返済の中で、交付税バックのあ

る借金返済もあるわけです。臨時財政対策債なんか全額交付税バックがありますね。過疎債だ と7割交付税バックがありますから3割だけ残る。で、公営企業なんかも、いわゆる、法定繰 り入れ、繰り出しっていうものがありますので、要するに交付税が入っている部分というのが あり、法定繰り入れというか、繰出金に係る交付税バックのある部分というのがあるわけです。 公営企業繰出金なんかにもあるわけです。そうするとその、財政の一般会計の借金返済額とか、 公営企業の公営企業債の返済額のうち、交付税バックのある部分というのがあって、それを除 いたものを分子にしたのが、実質公債費比率なんですね。そうすると実質公債費比率というの は、交付税で、財源が手当されていない、借入金の返済額っていうことになるわけです。そう すると、交付税で返済が担保されていないんだったら、どんな財源で、返済したらいいんだと なるわけですよ。どんな財源で返済したらいいのか。交付税に入っているものは交付税で返す んだけど、交付税に入ってない、基準財政需要額の算定式に入ってない公債費というのは、何 で返すんだっていうことになるわけです。そうするとですね、これが難しいんですが、ここが ちょっと難しいんですけど、地方税収のうち、基準財政収入額に入る部分と、入らない部分な んですね。入らない部分のことを、留保財源っていうんです。基準財政収入額に算入しないの で、算入を留保するっちゅう意味で、留保財源っていうのがあるんですね。で、留保財源が言 うまでもなく、地方税収が少なければそれだけ少ないわけです。そうすると、地方税収が少な ければ、それだけ税の25%なんで、少ないんですけど、この少ない額と実質公債費比率の、そ の分子であるところの交付税バックのない起債がバランスしてないと駄目なわけです。つまり その基準財政収入額に算入されない地方税収の25%分と、公債費のうち交付税に非算入の額が バランスしているのか、してないのかっていう、それ同士がバランスしているかどうかという のがすごく大事なわけです。この図は何を意味しているかというとですね、財政力指数が高い ということは、留保財源が高いっていうことですね。実質公債費比率が高いということは、非 算入の公債費が大きいということです。そうすると、非算入の公債費が大きいのは、右に行っ たら上でもいいけど、左だったら下でないといけないっていうわけですよ。そうなっているか っていうと、全然なってないわけです。全然なってないですけど、18年、23年、28年と、こ れ全体的に下がっているので、全体的には改善しているんですけど、やっぱりですね、税収が 少ないのに、実質公債費比率が高い団体っていうのは、あるんですね。奈良県内で財政が厳し いところのかなりの割合が、ここで引っかかっています。要するにそのオーバーボロウィング なんですよ。その税収が少ないから、交付税バックのない公債費は、そんなにたくさん持てな いのに、行けると思ってしまっているところがあって、ここで引っかかっているんですね。こ の辺がその診断のポイントなわけです。

今回ですね、このサミットのお話を伺って、警報対象市町村という話を伺ったときに、私が 今申し上げたような視点というのが必ずしも入っていないんですね。入ってないので、これで 本当にその財政状況が把握できているのか、がちょっと心配だったんです。で、始まる前に、

市町村振興課といろいろ意見交換をしたんですよ。今、公室長からは、この指標のうち、こう いうふうに機械的にこうやって、該当したのがこうだって言われたんですけど。そんなね、機 械的に財政診断しておられるという印象は私にあんまりなくて、さすがにやっぱり市町村振興 課さんはですね、市町村財政の実態をよくわかっておられて、その実態として、今改革に着手 した方がいいと思われるところがまずあって、それに合うように、このスクリーニングの考え 方を持ってきはったっていう感じです。皮膚感覚的に、ここが問題だろうっていうところが先 にあってね。で、それをこういう説明の仕方をした。必ずしもこう指標があって、これに引っ かかるからこうですよっていうような、そんな単純なことはしておられないということが、意 見交換して、やりとりしてわかったんですが、私は自分の財政診断とかぶつけてみたわけです。 ぶつけてみると、ぴったり合いました。ただ、やっぱり 5 市町だけじゃないなと思いました。 黒滝村も含めてですけど、5 市町だけじゃないって思います。なので、今、県でやろうとして られることっていうのは、方向性としても、財政診断としても、私は非常によろしいと思うん ですが。それだけではないと思うので、今回ここには挙がってないけども、自分もライザップ で、ちょっと県と、県にウォッチしてもらいながら、ダイエットに努めたいと思われるような、 市町村がありましたら、私も私設応援団でございますので、喜んで、ご協力を申し上げて、診 断はこんな感じで、診断がこんな感じだから処方せんとしたらこうだと思いますということは、 喜んでサポートさせていただきたいと、こういうふうに思うんですね。

あとご質問の時間もいただきたいと思うので、そろそろと思うんですけどね。私のよく知っ ている財政のプロで、兵庫県川西市の副市長を今しています、松木さんって方がいらっしゃい ますね。この人は平成7年に、うちの大学の大学院に来はったんです。平成7年。もう四半世 紀超えました、もう彼とのつき合いが四半世紀超えて。その間、1 年間だけ財政担当を外れた んですけど、ずーっと財政の担当から、課長補佐、課長、部長なって。部長の時1年だけ外れ たんですけど、今副市長という形で、財政に関わっているそうです。この人に、私が企画する 講演会なんかでは講演してもらうんです。そうすると、川西市の松木ですと、私が財政の話を するのはおこがましい、何でかというと、川西市の財政は悪くて悪くて悪くてって、こう言う んですね。実際指標を見るとね、中の下なんです。その中の下なんですけどって言って、話さ れるんですね。ずっともう、それも最近じゃなくて、大分前からずっとそうされるんですよ。 ところがね、僕なんかおかしい、この話は何かおかしいと、後ろでこう聞いていてですよ、思 うわけです。というのは、この松木さんってのは財政のプロ中のプロで、本も出していて、彼 は財政のプロなんですけども。おそらくですが、その彼が予算編成の段階でね、これはペケや って言うたらね、絶対ペケなんですって。だから、松木がその気になったら、基金を積み上げ ることも、実質公債費比率をもうゼロに向けて下げることも、絶対できるんですよ。できるの に、何年たっても財政悪い、財政悪いってわけです。一度、私から松木さん、あなたが事業さ してるやろうと言ったらですね、彼はばれましたかって言うわけですよ。要するに、財政指標

悪いんですけどね。事業を目一杯させるんですよ。川西市の財政課長にそのあと聞いたんです。 松木さん、事業させんねやろうっていうたら。先生、そうですねん、我々事務方としたらね、 この事業はまだ詰まってないし冒険も多いから、1 年待って 2 年待って、計画が固まってから いうて、もう事務段階でペケにして、当然これはペケやろうと思っていたら、松木さんがええ からやらしたれっていう。あいつ頑張ってんねんから、やらしたれって言うんですって言うわ けです。やや無理ぎみでも行くけども、絶対的にコントロールできているんだったら、財政指 標は少々悪くても構わないっていう判断な訳です。財政指標は、中の下ぐらいでいいけども、 制御できていれば、いざとなったら、キュって閉められるっていうのが、あるべき姿だと思い ます。逆に、基金を異常に多く貯めている団体なんて、やっぱり問題がある。財政ってやっぱ り難しくて、コントロールできているかどうかっていうのが問題で、今日こう見ていましたら ですね、実質単年度収支が4年とか連続で、赤のところが、やっぱり警報なんですね。実質単 年度収支が4年連続赤っていうのは、単年度収支が合わない、そもそも1年で見たときの収支 が合わない状態が、1年、2年だったらいいんですけど4年って言うとね。やっぱり制御でき てない状態だと思います。そういうところがやっぱり挙がっている。県の市町村振興課として は、ここを改善しようというふうに、いわばその外圧で、ここは呼吸で、市町村としてはその 外圧を利用して、財政の健全化に努めるというようなことをしていただきたいと思いますし、 そういうことでいうと、今回俎上に上がった団体だけではやっぱりないよなっていう感じは私 としてやっぱしていますので。単に財政指標がすべてではないっていうところで、皆さんも、 受けとめていただいた上で、ライザップを一回入会してみようかっていう方は私も及ばせなが ら、ご協力を申し上げたいということであります。いずれにしても、この今日、財政健全化の 議論をできるというのは、その奈良モデルというものの完成度が非常に高くなってきていると、 一番最初の問題提起にまた戻って、しっかりやりましょうということになっているということ で、大変意義深いということは申し上げさせていただいた上にですね、奈良モデルはトップラ ンナーですので、人口減少時代における県と市町村の総力戦におけるトップランナーですので、 皆さんも誇りを持って、今日の場或いは奈良モデルの運営に、ご協力とか、運営をよろしく、 私設応援団からよろしくお願い申し上げたいというところでございます。私から以上でござい ます。ご質問いただければと思います。

【司会】小西先生、貴重なご講演ありがとうございました。それでは質疑応答に移らせていただきます。ご質問あるいはご意見等ございましたら、係員のものが、マイクをお届けいたしますので、挙手をお願いいたします。先生ご多忙のところ、本日お越しいただいております。ぜひ活発な忌憚のないご意見いただければと存じます。いかがでございましょうか。はい、田原本町長よろしく願います。今、マイクをお持ちいたします。

【森田原本町長】小西先生いつもありがとうございます。私はあまり財政のことは詳しくありませんが、勉強すればするほど、難しいといいますか、テクニックが必要なのかなと感じてい

ます。ただ一ついえることは、市町村長がやりたい事業をやろうとした時に、やはり単独経費で出せる部分が多ければ多いほど、さまざまな特色のある事業ができると信じております。ただ、交付税算入があるかないかという観点で事業が制限される場合もありますので、これからの基礎自治体の税収の増やし方をどのようにすればいいのかというところがいつも突き当たる壁であります。事業をするに交付税算入があるからこの財源を使おうという前提で入るのか、無くても行くんだとつっきる決意をとるのか。そのためにもやはり、今ある税収をどう活用していくか、どう確保していくか、新たな税収をどう作っていくか。そのところのご示唆をいただけたらなと思っています。よろしくお願いします。

【小西教授】田原本は、大阪の通勤圏に入りますよね。大阪の通勤圏に入るということは、宅地開発をすれば人口流入が一定見込まれると。で、宅地開発をしても、人口流入が見込めるか見込まれないかで、税収涵養ってのは大きく変わってきて、特に固定資産税というのが市町村にとっては非常に固い税収ですので、宅地開発を一気にやるというのが非常に愚策なんですね。一気にやると投資的経費がすごい出てきて、その投資的経費は1回こう出てきたものに対して、固定資産税と、それから流入してこられる方の個人住民税で、一定、こう行きそうなんですけど、新しく開発したニュータウンっていうのはですね、大体30年で退職されて、そこで税収が、スコンと落ちてしまうんですね。だから、非常に計画的に市街地の若返りをしながら、新しい住宅が、計画的に建てかわっていって、その流入してこられる方の年齢層が極端に上がりすぎないように、コントロールするみたいなところが、田原本のような地理的条件における基本的な開発方針で、今どきその税収を増やすというよりもですね、固定資産税と個人住民税への税収が先細りしないように、ずーっと長くですね、維持していくような開発を進めるというのが、一番重要なところだと思います。

【森田原本町長】ありがとうございます。しっかり勉強しますので、また教えていただきたい と思います。

【司会】ありがとうございました。他、そうしましたら荒井知事。

【荒井知事】ありがとうございます。テクニカルっていうか制度的なことじゃ無しに、首長としての気持ちの持ち方の話ですけれども、財政が悪いところを見ていると、この重症警報発令したところもそうですけど、決して今の首長さんの責任ではないような、長年そう見ておりますとわかるんですよね。じゃあ、前の誰かということになってしまうんだけれど、それはさておいても、その悪い財政状況を引き継いだ首長さんは大変だと思うんです。しかし、ほっておくわけにもいかないので、何とかしなければと。その時のモチベーションというのか、真面目にじっと我慢される方もおられるんだけれど、かなわんなと思われる方も必ずおられると思うんです。県はその代が変わっても、市町村の財政は健全化に努めてもらいたいという思いで長期的に応援しようという気持ちが今高まっております。市町村の首長さんにおかれては、俺の責任じゃないんだけどという気持ちはわかるところはあるんですけど、さてじゃあ、どのよう

な気持ちで向かっていただければいいのかなという点について、何か小西流のサジェッション があればというお願いでございます。

【小西教授】ありがとうございます。申し上げたいと思いますけど。こういう個別の団体の話をするときには、よく存じ上げている、市長さん、この人だったら少々のこと言っても怒らないなっていう、市長さんを例に出すのがいいと思いますので、知事の後ろに、東川御所市長がいらっしゃいますので御所市でお願いしたいと思います。御所市は非常に赤字団体だったのをですね、ずっと赤字団体だったのを、黒字に変えられたということです。市長が、それができたのは、奈良県の支援があったのと、出身大学がよかったからではなかったかと思います。関西学院大学を卒業された市長でいらっしゃいますけどもですね。

健全化法という法律があって、赤字団体というのが、もう許せないっていう状況になって、そ れこそ、最初に見ていただきましたけど、ああいう状況だったわけですね。で、赤字団体とい うのは、実質収支ってのは、繰越金がマイナスっていうことですので、繰越金がマイナスなの で、毎年度収支が合ってないというのは実質単年度収支の方で、赤字団体がずっと続いている というのは、1年前借りをして、前借りでしのいだときに、その次の年にその前借り分を埋め なかったというのが、赤字団体ということですよね。だからどっかで、1年間で収支合わなく なって、その年前借りをした、その次の年も結局前借りをした、単年度見てみたら黒字になっ たり赤字だったりするけども、そのずっと前借りを続けてきたっていうのが御所市のような自 治体の例で、全国的にも、ずっと赤字団体が何年も続いているので有名だったわけです。で、 県もそのことが非常に気にしておられて。

今年チャンスって思った時にやっぱり使っちゃって、 結局赤字のまんま行ったと。東川市長が就任されて、健全化法と、県が借入金で埋めてくれる ということにもやっぱり支えられて、そこで黒字化にえいと持っていったということだと思い ます。それはもう当事者が、東川市長なんですよね。ですので、結局その、健全化法という外 圧と、県がライザップの役割をしているというその県の支援に対して真摯に答えるという、そ こをやっぱりバネに、黒字化にしていったという例が、御所市にありますので、今回もやっぱ りその枠組みでと思います。要するに県がウォッチして、県がそこで怒鳴りつけるんじゃなく て応援して、場合によったら、これはちょっと市町村振興課へのお願いですけど、そういう財 政健全化に努めているところには、有利な補助金とか起債の紹介なんかも当然、市町村振興課 からは積極的にしていただけると。今力強くうなずいていただきましたので、その辺の組み合 わせで、励ましてもらいながら応援してもらいながら健全化をしていくという、やっぱりその ストーリーだと思います。

【司会】ありがとうございました。それでは、これをもちまして市町村財政健全化のテーマは 終了いたしたいと思います。改めまして本日ご多忙のところお越しいただきました、奈良モデ ルの私設応援団、小西先生に改めて拍手をお願いいたします。

それでは情報提供に移らせていただきます。資料 4、マイナンバーカードの取得促進に向け

てにつきまして、奈良県デジタル戦略課課長城家よりご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

【城家デジタル戦略課長】失礼します。奈良県庁デジタル戦略課の城家と申します。よろしく お願いします。私の方から、マイナンバーカードについてご説明を差し上げたいと思います。

お手元の資料 4 をご覧いただきたいと思います。資料 4 でございますが、まず本県のマイナンバーカードの交付状況についてでございます。めくっていただきまして裏面の別紙 1 の方をご覧いただきたいと思います。別紙 1 の上ですけども、令和 3 年 6 月 1 日現時点の都道府県別の交付率で、本県は 4 月以来、第 2 位という位置を維持している状況でございます。

次に、別紙 2、次のページをご覧いただきたいと思います。各市町村で、マイナンバーカードの交付円滑化計画を立てていただいておりますが、令和 3 年 6 月 1 日現在の計画における交付率が欄で言いますと、(A)でございます。実際の交付率が(B)でございます。そしてその(A)と(B)の差を記載しております。県全体で見ますと、右の表の一番下の数値でございますが、計画の方が 45.6%、実績の方が 36.8%、その差が、マイナス 8.8%という状況になっております。令和 4 年度末には、ほぼすべての国民にマイナンバーカードが行きわたるということを目指しておりますので、取得促進の取り組みにつきまして、一層の推進をいただきますよう、お願いしたいと考えております。

それから資料4の1枚目に戻っていただきまして、資料4の下の方ですが、マイナンバーカード取得促進に係る県と市町村の取り組みについてでございます。県のデジタル戦略課では、マイナンバーカード普及員二名を新たに今年度配置をしまして、県内の事業所への出張申請受け付けの取り組みを市町村の皆様と連携して進めているところでございます。ご希望いただいております市町村と順次調整をさせていただいた上で、事業所への働きかけを行っているところでございまして、県としましても、マイナンバーカード取得促進を少しでも後押しさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。私の方からは以上でございます。ありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。続きまして資料 5、会計事務の適正化に向けた取り組みに つきまして、会計局会計課長浅野よりご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【浅野会計課長】奈良県会計局会計課の浅野と申します。平素は補助金事務、国費関係事務等に関する県会計事務の適正な執行につきまして、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございます。私からは、奈良県において現在進めている会計事務適正化の取り組みについてご説明させていただきます。

資料は資料 5 の方となっております。奈良県会計局では、従来より会計事務の適正化に向けた取り組みを行ってきましたが、令和 2 会計年度の監査結果報告書において、いまだ多数の事案が指摘され、また、過去の指摘事項の改善が図られていなかった事案等があったこと、重大な事態と認識いたしまして、不適正な会計事務処理の根絶を図るために、本年度新たな取り組

みを実施しているところでございます。会計課の適正化につきましては、各市町村におかれま しても、不断の努力を払われている課題かと存じますので、県の取り組みをご紹介させていた だきます。

まず、4月早々に全庁に対し、会計事務の適正執行について注意喚起文書を知事名で発出し、不適正な会計事務処理の根絶を求めました。次に、会計適正化に向けた研修の強化のために、新たに二つの研修を行いました。まず、会計適正化には、コンプライアンスの重要性を踏まえた組織マネジメント能力の強化を図ることが重要であるとの観点から、知事部局及び各行政委員会の所属長、かい長、つまり出先機関の長に対しまして、7月にマネジメント能力強化研修を実施いたしました。また、一つのかいにおいての監査事項の指摘は、他のかいにおいても参考となる点が大いにあるにもかかわらず、うまく活かされていない面があることから、かいの会計事務を実際行っている担当者に向けまして、かいに多い誤り事例に焦点をあてて、6月、会計事務従事者研修を実施いたしました。また特に学校の会計事務担当者向けには、学校事務として共通する事務処理も多いことから、別に8月から9月にかけ、研修会を実施するよう計画しております。なお、これらの研修時期につきましては、本来は職員の異動後、年度当初に速やかに行うべきではありますが、コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、やむを得ずこのような開催時期となったものでございます。

対策の3番目ですけれども、ミスの多い所属に対する個別指導の強化です。会計局では毎年、 かいに対しまして実地検査を実施し、適正な会計事務を指導しておりますが、今までは3年で 全体を一巡する頻度で実施しておりました。今回、実地検査の頻度を2年で一巡することとし、 会計事務適正化の推進を図ることといたしました。

対策の4番目、最後の項目ですが、会計事務手引き書マニュアル及び要点の配布でございます。お手元に資料の方で配布しております、わかりやすい会計事務及びA3一枚ものの会計事務適正化の要点がそれでございます。県では会計事務の手引きや各種法令通知等は、庁内LANによりまして、職員が常時見ることが可能となっておりますが、その量も膨大なものがありまして、また会計の実作業の順に沿った記載でないため、今知りたい情報がどこにあるかわかりにくい状態となっており、契約、支払いといった各段階での事務を行っている中で、必要な会計知識をすぐ知ることができる資料が必要だと考えました。今回作成した、わかりやすい会計事務、冊子になっているものですけれども、典型的な会計事務であり職員が従事する機会の多い、委託、工事、物品購入、収入に章立てしております。わかりやすい会計事務の冊子の方ですね、2枚めくっていただきましたら、索引の方で委託、工事、物品購入、収入というふうになっております。それの裏面ですけれども、例えば委託でしたら委託業務の流れ、委託の内容を決定する、相手方を選定する、つまり業者の選定をする、発注する・契約発注の方法、それから役務の提供または成果物の引き渡しを受ける、そこの注意点、代金を支払うというふうに、実際の作業の流れについて、それぞれかいつまんで説明し、またミスの多い点について注

意点を記載したものでございます。この冊子につきましては、実際に会計事務を行う担当者には、会計事務を進める中で、その流れに沿って参照し、ミスのない処理を行うことができるもの、また、所属長等にとりましては、全体の流れを把握することができ、各決裁の段階での注意点、チェックポイントがわかるものとしております。今回お配りしたのは、こちらで、プリンターでプリントアウトしてホッチキス止めしたものですけれども、必要な際、すぐに見ることができるよう、今後は常に手元に置いてもらいたいとの趣旨から、製本し、庁内に配布することを現在予定しております。またサイズは手に取りやすくて、携行しやすいA5版で作成いたしました。

次にA3一枚ものの会計事務適正化の要点、こちらにつきましては、先ほど紹介させていただいた冊子の要約版として作成したもので、流れに沿って吹き出して、注意点を記載しております。監査での指摘事項が繰り返されないように各所属の方で貼り出していただき、起案者のみでなく、各職員が日頃から注意、目にすることにより、正しい会計処理を行うことの意識を高め、議案等が回ってきた際には、それぞれの職員がチェックを行うことで、会計事務処理のミス防止に繋がるものと期待しております。各市町村におかれましては会計規則等、それぞれ制定されておられることと思います。県と異なることもあるかと存じます。この冊子のすべてをそのまま使用できるものではないと存じますが、ご紹介させていただきました。もしご希望等あれば、データ等提供させていただきたいと思いますので、その際は、ご連絡ください。以上会計局として今年度行っている会計事務の適正化の取り組みについて、ご説明させていただきました。

申し上げるまでもないことではありますが、不適正な会計事務は、公金を取り扱うものとしては、あってはならないことであり、また地方公共団体の信頼を大きく損ねることとなります。 各市町村におかれましては、常日頃から高い意識を持って会計事務処理を行っておられることと存じますが、一層の適正化を図るために、県の取り組みを参考にしていただければと存じます。貴重なお時間、ご清聴どうもありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。情報提供は以上でございます。これをもちまして、本日のサミットは終了でございます。次回のサミットにつきましては、また詳細が決まりましたら、各市町村の方にご連絡をさせていただきます。また、ご参加をいただければと存じます。本日は長時間、誠にありがとうございました。

—— 了 ——